

ル　ー　マ　ニ　ア

	A ル　ー　ト	B ル　ー　ト	C ル　ー　ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの (行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ルーマニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—ルーマニア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	7 箇 月	先例なし	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of International Law and Treaties Unit of judicial co-operation in civil and commercial matters 所在地 Strada Apollodor 17 Sector 5 BUCURESTI, Cod 050741 Romania		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。